はじめる？　はじめる！

ワークライフバランス読本

仕事と育児・家庭の両立支援って何？

女性の活躍推進ってどうするの？

目次

P.02 ワーク・ライフ・バランスとは

P.04 あきた女性活躍・両立支援センター

P.05 一般事業主行動計画を策定しましょう

P.08 県の支援制度

P.10 国の支援制度

P.14 秋田県女性の活躍推進企業表彰

P.15 秋田県子ども・子育て支援知事表彰

P.18 ベビーウェーブ・アクション会長表彰

P.20 妊娠・出産・子育て時に活用できる法定制度

P.22 次世代法・女活法

男女ともに子育てしながら働きやすい職場づくりや
女性が個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組むことは
企業・従業員の両方にメリットがあります

秋田県

ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスとは

「ワーク・ライフ・バランス＝仕事と生活の調和」は、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

なぜワーク・ライフ・バランスが必要なのか

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、県の活力を維持し向上させていくためには、性別や年齢にかかわらず、県民一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。

その一つとして、男女の性別に関係なく誰もが結婚・出産・育児・介護等そのライフステージに応じ、仕事と生活を調和させ、生き生きとした暮らしを実現できる環境づくりを進める必要があります。

しかし、本県の労働条件等の実態は、県民一人あたりの年間総実労働時間は全国平均を大きく上回るほか、女性の育児休業取得率が概ね９０％台で推移するなかにあって男性の取得率は５％台と低率になっており、仕事と生活が調和しにくい現状にあります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、企業における理解と取組の実践が重要です。本書では、企業に実践してほしい主な取組と、県や国の支援策等について紹介します。

企業に実践してほしい主な取組

仕事と育児・家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業等に最も実践してほしい取組です。具体には、従業員が仕事と育児・家庭を両立し、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

「子の看護休暇」や「年次有給休暇」の時間単位付与等の従業員が利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、「ノー残業デー」の実施による所定外労働時間の削減など、企業の実情や従業員の生活形態に応じた取組を推進していくことが重要です。

女性の活躍推進

ワーク･ライフ･バランスの実現に向けた企業の取組は、女性の活躍を推進します。一人ひとりの働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことが必要不可欠です。

具体には、女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など、企業の実情や課題に応じた取組を推進していくことが重要です。

また、女性の活躍推進には、男性の家事・育児への参画も重要であることから、企業の経営者や管理職が意識を変えて労働慣行の見直しなどを行うことが重要です。

●本県の状況

平成 29 年　都道府県別年間総実労働時間

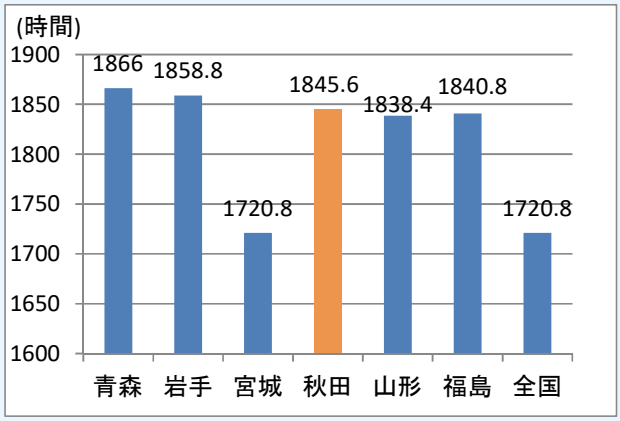

毎月勤労統計調査地方調査（厚生労働省）

本県の育児休業取得率の推移

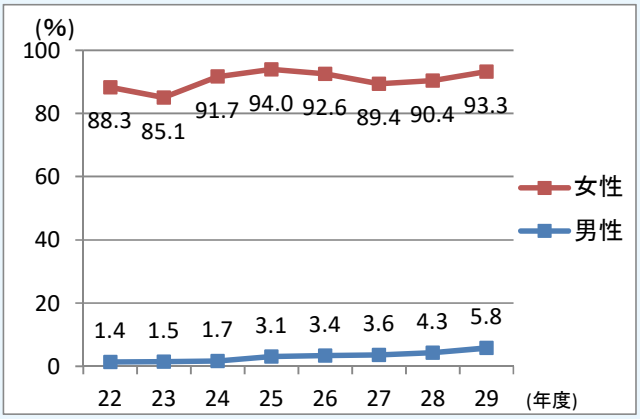

「労働条件等実態調査」（県雇用労働政策課）

※このガイドブックでは、次の法律を略称で記載しています。
・次世代育成支援対策推進法（略称：次世代法）
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女活法）

●両立支援や女性の活躍推進に取り組むことのメリット

	企　業	従業員
両立支援	●従業員や従業員の家庭を大切にする企業というイメージアップになり、優秀な人材の確保につながる ●従業員の多様で柔軟な働き方や休暇等に対応するため、業務内容の見直しや効率の良い進め方につながる。また、複数業務をこなせる従業員の育成や能力の開発につながる ●私生活の充実により従業員が「やる気」や「新たな視点」を持った従業員へと成長する	●家事や育児をこなしたり、生活を楽しんだり、私生活を充実させることで仕事も意欲的になれる ●家事や育児を通じて、時間の管理や物事を予測するなどのマネジメント・リスク管理の能力が身につく ●休暇の取得等により、心身のリフレッシュや家族との絆を深める機会になる
女性の活躍推進	●男性も女性も働きやすい職場という PR になり、優秀な人材の確保につながる ●女性従業員の採用や職域拡大、管理職への登用によりモチベーションアップや新たな視点での商品開発につながる ●女性従業員の勤続年数が伸長し、採用と教育コストの削減につながる	●仕事と育児・家庭との両立ができ、継続した就業につながる ●自らの個性と能力を生かした働き方ができるようになる ●男性に偏った評価・登用がなくなり、昇進の機会が増える

男性の家事・育児への参画

男女の性別に関係なく誰もがワーク・ライフ・バランスを実感するとともに、女性の職業生活における活躍を推進するためには、女性の負担が大きい家事・育児への男性の参画が重要です。男性の家事・育児への参画を促すには、企業の経営者や管理職が意識を変えて、労働慣行の見直しや職場環境の整備に取り組むことが必要です。

６歳未満の子どもがいる夫婦の１日あたりの家事・育児時間

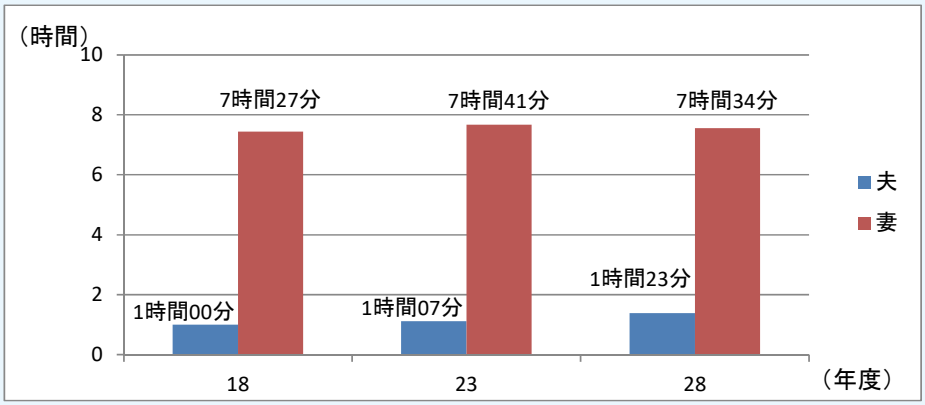

「社会生活基本調査」（総務省）

６歳未満の子どもがいる世帯の、夫の１日当たりの家事・育児時間を見ると、共働き世帯が増えていることもあり増加傾向にあります。しかし、妻に比べるとかなり短く、依然として家事・育児の妻の負担が大きい家庭が多いのが現状です。

「あきた女性活躍・両立支援センター」とは

企業における女性の活躍推進や
仕事と育児・家庭の両立支援に関するワンストップ相談窓口です

業務内容

● 女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による啓発

・県北、県央、県南の３地域に分かれて訪問
・主に従業員数３００人以下の中小企業を対象に、法制度や各種支援制度の内容を周知

● 窓口・専用電話等による相談対応

・専用電話、メールなどによる相談窓口を設置
・企業の取組や各種支援制度の紹介など、さまざまな相談に対応

● 女性活躍・両立支援アドバイザーの派遣に関する業務

・社会保険労務士が女活法や次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するほか、策定後の取組をフォローアップ
・「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けて支援

窓口相談の様子

アドバイザー派遣の様子

お気軽にご相談ください

〇所 在 地　〒010-0923　秋田市旭北錦町１－４７
　　秋田県商工会館４階（秋田県商工会連合会内）
〇相談時間　午前９時から午後５時まで（土日、祝日、年末年始を除く）
〇電話番号　０１２０－８６８－８６０
〇ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　jrsien@skr-akita.or.jp

ウェブサイトはこちら

あきた女性の活躍応援ネット

●県内企業の取組状況

両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所の割合

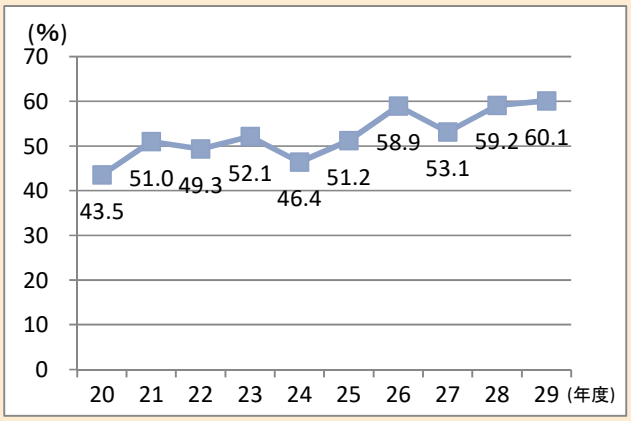

民間事業所の女性管理職の割合

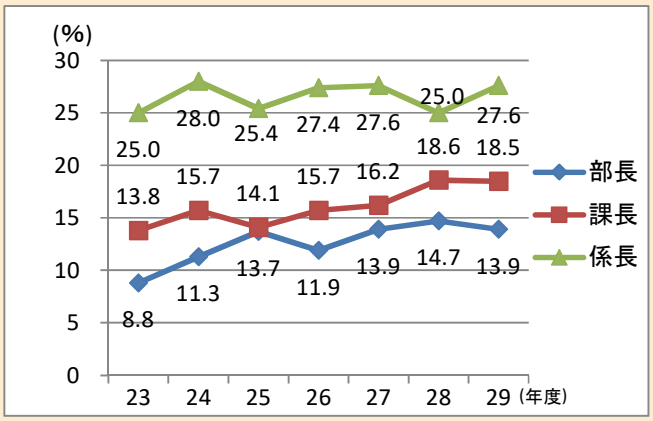

「労働条件等実態調査」（県雇用労働政策課）

一般事業主行動計画を策定しましょう

●一般事業主行動計画とは

一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という）は、下表のそれぞれの法律に基づき企業が従業員の仕事と子育ての両立又は女性の活躍推進を図るにあたって策定する計画のことです。（各法の関係条文は 22p）

	両立支援	女性の活躍推進
法律	次世代法	女活法
概要	従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに関する取組を定めた計画	雇用している又は雇用しようとする女性に対する活躍の推進に関する取組を定めた計画

行動計画策定のポイント

行動計画には、以下の３点を定めます。
①計画期間：おおむね２～５年間の範囲
②目標：設定のポイントは下表のとおり
③目標達成のための対策（取組）及びその実施時期

両立支援	女性の活躍推進
育児休業等制度の利用状況や子育て中の従業員数など、自社の現状や従業員のニーズを踏まえ、満足度が高まるような目標を設定しましょう。	自社の女性の活躍に関する状況を把握した上で、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定しましょう。 ※1つ以上の数値目標が必要

策定から実施までの手順

自社の現状や課題 従業員のニーズを把握 → 行動計画の策定・公表、従業員への周知 → 行動計画の届出 → 行動計画の実施

行動計画の実施後

目標の達成状況や対策（取組）の実施状況を確認し、結果をその後の対策（取組）や行動計画に反映させ、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）の PDCA サイクルを確立させましょう。

行動計画を公表し、自社の取組を広く PR ！

行動計画の公表は自社の取組を広く周知するもので、求職者の企業選択に活用されるなどの効果が期待されます。また、自社の従業員に対しても、行動計画を周知することが大切です。

行動計画の公表	従業員への周知
・自社のウェブサイト ・『女性の活躍・両立支援総合サイト』 ⇒（厚生労働省） 行動計画を策定している企業の計画内容は、こちらからご覧いただけます。	・自社の掲示板等への掲示 ・書面による交付 ・電子メールによる送信　　など

＜行動計画の届出やお問い合わせ＞
秋田労働局　雇用環境・均等室
〒010-0951
秋田市山王七丁目１番３号　秋田合同庁舎４階
TEL　018-862-6684　FAX　018-862-4300

行動計画策定のヒント

行動計画策定のためのお役立ち情報

両立診断サイト（両立支援）

企業における両立支援の取組状況を診断するWebサイトです。診断から得られた結果を踏まえ、目標例が提案されるサービスも利用できます。

Web→

策定支援マニュアル（女性の活躍推進）

女活法に基づき、簡単な「状況把握」・「計画策定」の手法例やアウトプットイメージ等を示したものです。

PDF→

詳しくは

両立診断サイト

（両立支援のひろば内）

行動計画策定支援ツール
- 策定支援マニュアル
- 入力支援ツール

（ポジティブ・アクション情報ポータルサイト内）

入力支援ツール（女性の活躍推進）

上のマニュアルで示された手法のうち、一つの手法に基づき、課題分析のために必要なデータの入力を支援するものです。

Excel→

次世代法と女活法に基づく行動計画は、次のような違いが！

	次世代法	女活法
状況把握・課題分析の必須項目	必須項目はありませんが、自社の現状や従業員のニーズを把握し、課題を分析しましょう	1 採用した従業員に占める女性の割合 2 男女の平均継続勤務年数の差異 3 従業員の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 4 管理職に占める女性従業員の割合
数値目標	数値目標は必須ではない	1つ以上の数値目標が必須
公表・周知	外部への公表、従業員への周知	
策定の届出	秋田労働局雇用環境・均等室へ届出	
認定（詳細はP７）	くるみん・プラチナくるみん	えるぼし

行動計画に基づく認定

くるみん等認定企業（次世代法に基づく認定）

行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業は厚生労働大臣から認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定を取得した企業のうち、より高い水準の取組を行った企業は、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。（認定基準に関わる詳細は、秋田労働局へお問い合わせください。）

【認定企業】

（H31.３月末現在）

	企業名	認定年（平成）	業種	所在地		企業名	認定年（平成）	業種	所在地
1	(株)カミテ	19	製造業	小坂町	13	(医)秋田愛心会	26	医療・福祉	三種町
2	(株)秋田魁新報社	21,24	情報通信業	秋田市	14	(医)運忠会	26	医療・福祉	秋田市
3	(社福)阿仁ふくし会	21	医療・福祉	北秋田市	15	(社福)羽後町保育会	27	医療・福祉	羽後町
4	(社福)県南ふくし会	21	医療・福祉	大仙市	16	(株)北都銀行	27	金融業	秋田市
5	(医)正和会	23	医療・福祉	潟上市	17	(社福)水交会	28	医療・福祉	美郷町
6	(医)久盛会	24,27,29	医療・福祉	秋田市	18	(社福)比内ふくし会	28	医療・福祉	大館市
7	古城建設(株)	25	建設業	秋田市	19	(社福)雄勝福祉会	28	医療・福祉	湯沢市
8	(社福)いなかわ福祉会	25	医療・福祉	湯沢市	20	(大)秋田大学	28	教育・研究業	秋田市
9	秋田中央交通(株)	25	運輸業	秋田市	21	ﾏｯｸｽﾊﾞﾘｭ東北(株)	29	卸売・小売業	秋田市
10	むつみ造園土木(株)	25	建設業	秋田市	22	(株)東北フジクラ	29	製造業	秋田市
11	(医)仁政会	25	医療・福祉	潟上市	23	(社福)平鹿悠真会	30	医療・福祉	横手市
12	(株)菅与	26	農業	横手市	24	(社福)横手福寿会	30	医療・福祉	横手市

【認定マーク】
（愛称：くるみん）

【認定マーク】
（愛称：プラチナくるみん）

えるぼし認定企業（女活法に基づく認定）

行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣から認定（えるぼし認定）を受けることができます。

認定の評価項目は次の５つです。

①採用　②継続就業　③労働時間等の働き方

④管理職比率　⑤多様なキャリアコース

評価項目を満たす項目数に応じて、認定の段階が決まります。

（認定基準に関わる詳細は、秋田労働局へお問い合わせください。）

【認定マーク】
（愛称：えるぼし）

【認定企業】

（H31.３月末現在）

	企業名	認定年（平成）	業種	所在地		企業名	認定年（平成）	業種	所在地
1	(社福)平鹿悠真会	30（★★★）	医療・福祉	横手市	3	北日本ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｻｰﾋﾞｽ(株)	30（★★★）	情報通信業	秋田市
2	サクセス(株)	30（★★★）	医療・福祉	八郎潟町					

くるみんやえるぼし認定を取得するメリットは？

- 認定マークを広告や商品などに使用することができ、子育てや女性の活躍推進を応援する企業であることを PR できます。
- 認定企業であることの PR により、企業イメージの向上や優秀な人材の確保等につながることが期待できます。

県の支援制度

あきた県庁出前講座（仕事と家庭の両立支援、男女共同参画の推進）

仕事と育児・家庭の両立支援に関する法制度や男女共同参画の推進などについて紹介する講座です。

開催回数	原則年１回
対　　象	各種団体、企業等どなたでも
所要時間	約１時間
開催場所	職場の会議室や休憩室など
お申し込み	開催の１か月前までにお申し込みください

出前講座の様子

入札参加資格審査での加点

県では、県が発注する建設工事の競争入札を執行するにあたり、建設業者の建設工事入札参加資格審査を行っていますが、その審査における次の評価事項については、両立支援や女性の活躍推進に取り組む建設業者に対して加点評価する措置を講じています。

※審査手続きは平成 30 年度中に終了。なお、新規及び工種の追加による平成 32 年度適用審査（中間年審査）は受け付けます。

（詳しくは秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネット参照）

平成31・32年度適用審査

重点対象項目		加　点　内　容		点数
1　次世代法に基づく行動計画		次世代法に基づく行動計画（但し、計画期間の終期がH33.4.30以降）を策定し、労働局へ提出済		5
2　女活法に基づく行動計画		女活法に基づく行動計画（但し、計画期間の終期がH33.4.30以降）を策定し、労働局へ提出済		5
3　ワークライフバランスに資する制度導入等	①女性の登用	女性の役職者数（係長相当職以上）が１０％以上増加、もしくは役職者に占める女性の割合が３０％以上であること		①～④のうち２つ以上に該当した場合、10
	②男性の育休実績	過去３事業年度中に、１０日以上の育児休業を取得した男性従業員が１名以上いること		
	③仕事と家庭の両立	育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等について、以下のいずれかを導入していること		
			ア	育児休業について、満１歳以上の子（父母がともに育児休業を取得する場合には、満１歳２カ月以上の子）を対象にし、かつ一定の場合には満２歳以上の子も対象にしていること
			イ	育児をする従業員について満３歳以上の子も対象にした勤務時間の短縮等を措置していること（１から６のいずれか１つ以上に該当すること） １ 勤務時間の短縮　２ フレックスタイム制　３ 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ４ 所定外労働をさせない制度　５ 事業所内の託児施設の設置　６ 育児に関する経費の援助措置
			ウ	小学校就学前の子を養育する従業員の看護休暇について、子が１人であれば１年に６日以上、子が２人以上であれば１年に１１日以上の休暇を付与していること
			エ	介護休業について、要介護状態にある対象家族１人につき、通算して（延べ）９３日間を超える期間又は３回を超える分割取得を対象にしていること
			オ	介護休暇について、要介護状態にある対象家族が１人であれば１年に６日以上、対象家族が２人以上であれば１年に１１日以上の休暇を付与していること
			カ	介護する従業員について、介護休業とは別に、利用開始から３年の間に２回を超える回数を対象とした勤務時間の短縮等を措置していること（１から４のいずれか１つ以上に該当すること） １ 勤務時間の短縮　２ フレックスタイム制　３ 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ４ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度
	④職場環境	会社の方針として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること		

女性登用・職域拡大支援事業費補助金

企業における女性の活躍を推進するため、女性従業員の資格取得や、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業に対して助成します。

①女性従業員資格取得等支援コース
女性従業員の管理職登用や職域拡大に資する資格の取得に要する受験料、講習会の受講料、教材費 など

②働きやすい職場づくり推進コース
女性従業員の働きやすい職場づくりに資する研修会の開催や従業員の外部研修会への派遣等に要する経費（講師謝金、旅費、教材費、研修会場等賃借料）など

補助率等　補助対象経費の１／２（上限額 １５万円）

企業要件　秋田県内に本社（主たる事業所）がある常時雇用労働者数３００人以下の企業で、過去3年度において法令違反がなく、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと

◆手続きの流れ

補助金を活用して取組を進めたい！ → 申請書提出 → 書類審査 → 交付決定 → 事業実施 → 実績報告書提出 → 補助金の額の確定 → 請求書提出 → 補助金支給

※詳細はお問い合わせください。（お問い合わせ先は裏表紙）

女性が働きやすい職場環境整備事業補助金

女性が働きやすい環境整備等に関する意欲的な取組について、幅広く支援します。

補助対象経費　女性が働きやすい環境整備等（仕事と子育ての両立、良好な職場環境の構築等）に係る費用（キッズスペース、女性用トイレ、子供用トイレ、更衣室の取得・改修、多様な働き方を可能にする人事管理システムの構築 など）

補助率等　補助対象経費の１／２（上限額 １００万円）

企業要件
・県内で事業を営む中小企業（製造業、卸・小売業、建設業等）
・新たに誘致認定を受け県内に拠点を構える企業

◆手続きの流れ

事業採択申請書・事業実施計画書 提出 → 事前審査 → 審査会 → 採択・交付決定 → 事業実施 → 実績報告書提出 → 補助金の額の確定 → 請求書提出 → 補助金支給

5～6月（募集）　6～7月　8～3月

＜お申し込み・お問い合わせ先＞ 秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572　秋田市山王三丁目１－１　県庁第二庁舎３階
ものづくり振興班　TEL.018-860-2241　FAX.018-860-2590

国の支援制度等

両立支援等助成金

◆出生時両立支援コース

男性従業員が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性従業員に一定の育児休業等を取得させた事業主に対し助成します。

◆介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成します。

① 対象労働者が介護休業を合計 14 日以上取得し、復帰した場合

② 介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、合計 42 日以上利用した場合

◆再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が就業可能となったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成します。

◆育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・現場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に助成します。

①育休取得時　②職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

③代替要員確保時

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ休業取得者を原職等に復帰させた場合

④職場復帰後支援

法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した場合

◆女性活躍加速化コース

女活法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した中小企業事業主に助成します。

また、くるみん認定・えるぼし認定を取得した場合には、次の支援を受けられる場合があります。

公共調達における加点評価

国

国の各府省は、総合評価落札方式又は企画競争による調達を実施する場合に、次世代法に基づく認定を受けた企業（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、女活法に基づく認定を受けた企業（えるぼし認定）などを加点評価する取組を行っています。

※詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について」をご覧ください。

秋田県

秋田県では、建設工事及び建設コンサルタント業務等委託業務の発注において、総合評価落札方式による入札制度を導入しており、その入札における落札者決定に係る評価の中で、次のいずれかの認定等を受けた企業を加点評価の対象にしています。

○秋田県男女イキイキ職場宣言	○秋田県男女共同参画社会づくり表彰
○秋田県子ども・子育て支援知事表彰	○秋田県女性の活躍推進企業表彰
○ベビーウェーブ･アクション会長表彰	○えるぼし認定　○くるみん認定　○ユースエール認定

※詳しくは、秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネット掲載「秋田県総合評価落札方式運用の手引き」、「委託業務総合評価落札方式試行の手引き」をご覧ください。

女性活躍推進アドバイザー

女性活躍推進に取り組む中小企業を支援する専門家として、「女性活躍推進アドバイザー」が全国の中小企業を対象に、法律に基づいた行動計画の策定・届出等について、電話相談や訪問によりアドバイスを行います。

育児プランナー・介護プランナーによる支援

従業員が育児や介護を理由に離職することなく、継続して働き続けられるよう、企業として取組を行いたいとお考えの事業主の方のもとへ、育児プランナー･介護プランナーが訪問し、無料でアドバイスを行っています。

育児プランナーとは	中小企業における育休復帰・経営支援のノウハウを持つ、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家である「育児プランナー」が、「育休復帰支援プラン」策定マニュアルをもとに、育休復帰支援プランの策定に係る支援を行っています。
育休復帰支援プランとは	中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために、事業主が策定するプランです。
介護プランナーとは	中小企業における仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家である「介護プランナー」が、「介護支援プラン」策定マニュアルをもとに、職場環境整備と介護支援プランの策定に係る支援を行っています。
介護支援プランとは	介護に直面した従業員が、仕事と介護を両立しながら安心して働くことができるよう、個々の従業員のニーズを踏まえた両立支援の取組を行うために、事業主が策定するプランです。

国の支援制度についてはこちらのＨＰをご覧ください！

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

女性の活躍推進企業データベース

両立支援のひろば

ワーク･ライフ･バランスをすすめる環境づくり

モデル企業の取組を発信中！

「子どもお仕事参観日」の実施や、「年次有給休暇の柔軟な取得」など働き方の見直しにより、両立支援の意識醸成や、子育て世代の従業員への支援に取り組んでみませんか。

県内の企業・団体において様々なかたちで実践されています。

お仕事参観日

◆実施例◆ **エコシステム秋田株式会社（大館市）**

参観日の実施は 10 年ほど休止していたので久しぶりの再開。従業員の手づくりイベントですが、たくさんの子どもたちに喜んでもらえてよかったです。子育て世代も多いので、家庭と仕事を両立できる職場づくりは重要な課題です。世の中のために大事な仕事をしているお父さんへの理解を深めてもらい、従業員の働きがいにつながることを期待しています。要望があれば継続していきたいですね。

モーターの健康診断をしてみよう

働き方の見直し

～長く安心して働ける環境を整備～

◆実施例◆ **株式会社清水組（男鹿市）**

若手や女性従業員も活躍中！

男女、経験の有無に関わらず、それぞれが目指すキャリアを身につけ、将来に渡って活躍してくれる人材育成を目指しています。職場全体での業務効率・質の向上への取組で、時間外労働削減や有休取得を推奨。働きやすい職場づくりに役立てています。育児や家庭、地元に根ざした生活も楽しめる環境を整え、それぞれの状況に応じた働き方で活躍してほしいですね。

テレワーク

◆実施例◆ **株式会社村岡組（横手市）**

社員の家族介護の発生に対応し、事務所で行っていた図面作成等の業務について介護を行いながら、在宅で業務を継続できるように取り組みました。また、建設現場での負担が増加している現場監督業務について、カメラ等を活用し、離れた場所から監督業務を補う環境を整備することで、複数の現場の巡回に伴う時間や負担を軽減する働き方の見直しにチャレンジしています。

グラフィックレコーディングによる取組のまとめ

新しい働き方…「あきたテレワーク」

平成 28～29 年度、企業における仕事と育児・家庭の両立支援をさらに応援するため、新しい働き方の普及・啓発を目的に、モデル企業を対象とした ICT の活用によるテレワークの試行導入を行いました。

試行は上記のほか次の４社で行い、導入計画策定や ICT 環境整備のガイドラインを作成しました。皆様の職場でも、新しい働き方のひとつとしてテレワークの導入を考えてみませんか。

- (特非) 秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会（秋田市、その他サービス業）
- ㈱シースマイル（大館市、医療・福祉）
- ㈱エポックコミュニケーションズ（秋田市、広告業）
- 廣瀬産業㈱（由利本荘市、製造業）

ガイドライン等はこちらからダウンロードできます→

イクボス、増えてます

「イクボス」とは、職場で共に働く部下･スタッフのワーク･ライフ･バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します。男性管理職に限らず、女性管理職も対象です。（NPO法人ファザーリング・ジャパン イクボスプロジェクト ウェブサイトより）

企業のトップによる「イクボス宣言」は、従業員のワーク･ライフ･バランスの実現と、企業のイメージアップにつながります。県内企業等における「イクボス宣言」は行われて日は浅いですが、宣言企業等からは職場環境の変化を感じているという声も！

仙北市イクボス共同宣言（平成 30 年 3 月 23 日）

第２回　仙北市イクボス共同宣言
（平成 30 年 11 月 20 日）

Pick Up!

仙北市では平成 30 年 3 月 23 日に市長、管理職及び市内企業（21 事業所）の代表者等による「イクボス共同宣言」を行いました。また、同年 11 月 20 日には、イクボスセミナーを開催するとともに、市管理職と市内企業（3 事業所）の代表者等による２回目の「イクボス共同宣言」を行いました。

仙北市内イクボス宣言企業（計24事業所）	
(株)秋田銀行 角館支店	(株)トースト
(株)秋田銀行 田沢湖支店	(株)瀧神巧業
(株)北都銀行　角館支店	(株)万景
(株)北都銀行　田沢湖支店	(有)白岩の郷
東日本旅客鉄道(株) 秋田支社 角館駅	(株)西木村総合公社
東日本旅客鉄道(株) 秋田支社 田沢湖駅	秋田おばこ農業協同組合 西木総合支店
(有)西木ホワイトエンジェル	(株)相馬組
(株)畠山建設工業	(有)島川商店
(株)花葉館	(有)インフォテック
(株)西宮組	(株)安藤醸造
(株)高田組	(株)いとう設計
(株)大切	(株)丸栄堂

企業等に加え、自治体や団体等による「イクボス宣言」も増加しています。

秋田市

平成 28 年 11 月 22 日の穂積市長によるイクボス宣言を契機に、平成 29 年には課長級以上の管理職、市内の企業がイクボス合同宣言を行ったほか、「秋田市イクボス企業同盟」を結成しました。

男鹿市

平成 28 年 6 月 13 日に、渡部市長（当時）と特別職、管理職員、市内の民間企業がイクボス共同宣言を行いました。

大仙市

平成 29 年 9 月 22 日に、老松市長や管理職員らがイクボス宣言を行ったほか、宣言前には講演会を開催しました。

湯沢市

平成 28 年 9 月 11 日に、齊藤市長（当時）と市内2つの商工会の代表者がイクボス促進共同宣言を行ったほか、平成 29 年には「ゆざわイクボス応援団」を結成し、鈴木市長と加入事業所がイクボス行動宣言を行いました。

秋田県

平成 29 年 10 月 5 日に開催した「ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム2017」にて、佐竹知事と教育長、県警本部長ほか各業界トップによるイクボス共同宣言を行いました。

秋田県医師会・秋田大学医学部

平成 28 年 1 月 9 日に、秋田県医師会長、秋田大学医学部長、秋田大学医学部附属病院長、同看護部長が医療業界では全国初のイクボス宣言を行いました。

秋田県女性の活躍推進企業表彰

県では、企業による女性の活躍推進に向けた取組や女性が活躍できる職場づくりを促進するため、女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組などが顕著な企業を「秋田県女性の活躍推進企業」として表彰しています。

平成３０年度の受賞企業の取組の一部をご紹介します。

※掲載している企業概要は、表彰当時のものです。

秋田協同印刷 株式会社

■法人概要■
所在地／秋田市
業種等／総合印刷業
従業員数／ 82 人
男性 56 人
女性 26 人

■女性管理職の育成に向けて、積極的に各種外部研修に女性従業員を派遣し、管理職登用を進めている。
■「プレミアム早退」を制定し、年次有給休暇の積極的な取得を促進しているほか、時間外勤務の削減に取り組んでいる。
■「春の観桜会」や「秋のレクリエーション」を定例開催するなど、従業員同士のコミュニケーション向上を図っている。

社会福祉法人 雄勝なごみ会

■法人概要■
所在地／湯沢市
業種等／社会福祉事業
従業員数／ 476 人
男性 123 人
女性 353 人

■マネジメント能力付与のための研修を実施し、女性管理職の登用に向けて取り組んでいる。
■年次有給休暇が時間単位で取得できるほか、子の看護休暇が半日単位かつ有給で取得できるなど、各種制度整備を行いライフスタイルに応じた働きやすい環境づくりを進めている。
■「子ども参観日」を継続的に実施し、子育て世代の職員のみならず、同僚や上司の両立支援に対する意識醸成に努めている。

株式会社 菅与組

■法人概要■
所在地／潟上市
業種等／建設業
従業員数／ 37 人
男性 34 人
女性　3 人

■女性・若年者向けに自社ホームページを刷新したほか、各種就職セミナー等に参加し企業紹介を行うなど、女性技術者の採用に積極的に取り組んでいる。
■女性従業員の計画的な資格取得や、様々な社内業務への参画促進に取り組んでいる。
■小学校就学前の子を養育する従業員向けに短時間勤務制度を設けるなど、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを進めている。

横手建設 株式会社

■法人概要■
所在地／横手市
業種等／建設業
従業員数／ 36 人
男性 32 人
女性　4 人

■自社ホームページなどに女性の積極的な採用や女性活躍に向けた取組を掲載し、情報を発信している。
■女性が働きやすい環境にするため、女性がいる現場には女性専用のトイレや休憩所を設けている。
■完全週休二日制（土･日･祝）を導入しているほか、週２回のノー残業デーなど時間外勤務の縮減に取り組んでいる。
■建設業では県内初の「ユースエール認定企業」として認定を受けた。

秋田県子ども・子育て支援知事表彰
あきた子育て応援企業表彰

県では、次世代法に基づく行動計画を策定・届出するとともに、子ども・子育て支援に係る活動を積極的に行っている県内企業を「あきた子育て応援企業」として表彰しています。

平成３０年度の受賞企業の取組の一部をご紹介します。

※掲載している企業概要は、表彰当時のものです。

社会福祉法人 比内ふくし会

■法人概要■
所在地／大館市
業種等／医療福祉業
従業員数／ 263 人
男性 89 人
女性 174 人

■女性従業員の育児休業取得率 100%
■子育て関連情報をまとめたファイルの設置や、男女共同参画推進員会議の定期的な開催により、子育て中の従業員を含めたすべての従業員が働きやすい職場づくりに努めている。

株式会社 あきたタウン情報

■法人概要■
所在地／秋田市
業種等／出版業
従業員数／ 12 人
男性 7 人
女性 5 人

■年次有給休暇が時間単位で取得可能、配偶者出産休暇が有給
■年次有給休暇の計画的付与、子どもの養育などを行う従業員を対象とした短時間正社員制度の導入等により、ワーク・ライフ・バランス実践のためのモチベーション向上を図っている。

社会福祉法人 つるまい福祉会

■法人概要■
所在地／由利本荘市　業種等／医療福祉
従業員数／ 39 人　男性 10 人 女性 29 人

■子の看護休暇が時間単位かつ有給で取得可能、産前・産後休業が有給
■研修会の開催や管理者からの説明により、各種制度の職場内への浸透と、子育て世代の従業員への配慮を図っている。

ダイワ工業 株式会社

■法人概要■
所在地／にかほ市　業種等／製造業
従業員数／ 171 人　男性 129 人 女性 42 人

■毎週水曜日をノー残業デーに制定し、当該日以外も定時退社を促している。
■失効する年次有給休暇について積立休暇の仕組みを導入し、私傷病により療養が必要な場合に有給での休暇取得を可能とするなど、多方面での支援を行っている。

株式会社 大曲仙北介護支援事業所

■法人概要■
所在地／大仙市　業種等／医療福祉業
従業員数／ 82 人　男性 16 人 女性 66 人

■女性従業員の育児休業取得率
１００％
■育児休業を取得する従業員に対して職場復帰支援プランを作成し、プランに基づく話し合いや各種措置を実施することで、円滑な休暇取得や職場復帰を支援している。

国の表彰

女性が輝く先進企業表彰

内閣府では、女性が活躍できる職場環境の整備を推進する企業が、就業希望者や消費者等から評価され、同様の取組が他の企業へ波及していくよう、女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において、顕著な功績があった企業を対象とした「女性が輝く先進企業表彰」を実施しています。

本県からは、平成２９年度に、社会福祉法人平鹿悠真会が「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰」を受賞しています。

【社会福祉法人平鹿悠真会の主な取組】

- 女性活躍推進方針を掲げ、女性の採用・登用や職員が仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に取り組むことを表明。
- 各種支援制度や実績等をホームページでわかりやすく開示。
- ２４時間体制の託児所の共同運営。
- 有給休暇は時間単位での取得が可能であり、毎年１０月から３月までを有休取得強化期間に設定。また、子どもの行事等に利用できる多目的休暇を創設。

平成 29 年度表彰式

子供と家族・若者応援団表彰

内閣府では、子供・若者の健やかな成長に資することを目的に、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動に取り組み顕著な功績があった企業、団体又は個人を対象とした「子供と家族・若者応援団表彰」を実施しています。

本県からは、平成３０年度に、むつみ造園土木株式会社が「内閣府特命担当大臣（少子化対策）表彰」を受賞しています

【むつみ造園土木株式会社の主な取組】

- 育児休業後の勤務は原則として休業直前の部署及び職務
- 「資格取得支援」対象となっている育児休業中の従業員が育休中に資格を取得し、復職後に取得資格を活かし職務遂行
- 平成２５年８月次世代法に基づく「子育てサポート企業」に認定
  ※県内１０例目で、建設業企業としては２例目の認定
- 社外向けには、収穫祭やサマーキャンプ等幅広い年齢層を対象とする行事を開催し、従業員と地域住民の交流を図るとともに、企業の活動への理解促進を実施

平成 30 年度表彰式

均等・両立推進企業表彰

厚生労働省では、女性労働者が能力を発揮できるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組について、他の模範となるような企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

本県からは、平成３０年度に社会福祉法人平鹿悠真会が「厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）」を受賞しています。

【社会福祉法人平鹿悠真会の主な取組】

- 毎月開催する部門長会議にて、入居者の状況に関する報告だけでなく、職員の休暇取得状況や職員が長く働き続ける上での課題等を共有・議論
- 育児や介護をしていない職員が不平等感を感じることがないよう「多目的休暇」（特別休暇）を創設（勤続年数に応じて最大で年間４日を付与）
- 職員の勤務状況を把握するために、定期的に「勤務に関するアンケート」を実施し、現場（特に介護現場）における課題や職員からの要望を把握する取組を継続して実施

平成 30 年度表彰式

各種表彰受賞企業一覧（平成２０～３０年度）

秋田県女性の活躍推進企業表彰

年度	企　業　名	業　種	所在地
28	秋北バス（株）	運輸業	大館市
28	秋田印刷製本（株）	製造業	秋田市
28	（株）秋田銀行	金融業	秋田市
28	秋田おばこ農業協同組合	複合ｻｰﾋﾞｽ業	大仙市
28	（株）和賀組	建設業	湯沢市
29	（社福）秋田県民生協会	医療・福祉	北秋田市
29	（医）正和会	医療・福祉	潟上市
29	秋田ふるさと農業協同組合	複合ｻｰﾋﾞｽ業	横手市
29	（社福）平鹿悠真会	医療・福祉	横手市
29	髙茂（名）	製造業	湯沢市

あきた子育て応援企業表彰

年度	企　業　名	業　種	所在地
20	ﾕﾆｼｱJKCｽﾃｱﾘﾝｸﾞ（株） （現：日立ｵｰﾄﾓﾃｨﾌﾞｼｽﾃﾑｽﾞｽﾃｱﾘﾝｸﾞ（株））	製造業	横手市
20	（有）秋田ﾄﾞﾘｰﾑｻｰﾋﾞｽ	サービス業	秋田市
21	（社福）阿仁ふくし会	医療・福祉	北秋田市
21	（株）秋田魁新報社	情報通信	秋田市
22	（株）タニタ秋田	製造業	大仙市
22	（社福）県南ふくし会	医療・福祉	大仙市
22	（株）ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟﾚｽ川端	サービス業	大仙市
23	（医）正和会	医療・福祉	潟上市
23	日本機械工業（株）	製造業	秋田市
23	（社福）雄勝福祉会	医療・福祉	湯沢市
24	（社福）交楽会	医療福祉	北秋田市
24	秋田活版印刷（株）	製造業	秋田市
24	（医）運忠会	医療・福祉	秋田市
24	（社福）ひらか福祉会	医療・福祉	横手市
25	（医）秋田愛心会	医療・福祉	三種町
25	（株）五洋電子	製造業	潟上市
25	（医）仁政会	医療・福祉	潟上市
25	秋田中央交通（株）	運輸業	秋田市
25	（医）久盛会	医療・福祉	秋田市
25	（社福）いなかわ福祉会	医療・福祉	湯沢市
26	（社福）敬仁会	医療・福祉	潟上市
26	（株）秋田放送	情報通信業	秋田市
26	むつみ造園土木（株）	建設業	秋田市
26	（株）安藤醸造	製造業	仙北市
27	（社福）小坂ふくし会	医療・福祉	小坂町
27	（社福）鷹巣地の塩会	医療・福祉	北秋田市
27	（社福）平鹿悠真会	医療・福祉	横手市
27	（社福）羽後町保育会	医療・福祉	羽後町
28	本多造園土木（株）	建設業	八峰町
28	秋田鋪道（株）	建設業	秋田市
28	（株）北都銀行	金融業	秋田市
28	（社福）水交会	医療・福祉	美郷町
29	能代電設工業（株）	建設業	能代市
29	（国）秋田大学	教育・研究	秋田市
29	（株）加藤建設	建設業	男鹿市
29	秋田エプソン（株）	製造業	湯沢市

女性が輝く先進企業表彰

年度	企　業　名	業　種	所在地
26	（株）北都銀行	金融業	秋田市
29	（社福）平鹿悠真会	医療・福祉	横手市

子供と家族・若者応援団表彰

年度	企　業　名	業　種	所在地
23	（社福）県南ふくし会	医療・福祉	大仙市
29	（社福）雄勝なごみ会	医療・福祉	湯沢市
24	（医）正和会	医療・福祉	潟上市
25	（社福）ひらか福祉会	医療・福祉	横手市
26	秋田中央交通（株）	運輸業	秋田市
27	（医）久盛会	医療・福祉	秋田市
28	（社福）いなかわ福祉会	医療・福祉	湯沢市

チャイルド・ユースサポート章　内閣府特命担当大臣表彰

均等・両立推進企業表彰

年度	企　業　名	業　種	所在地
30	（社福）平鹿悠真会	医療・福祉	横手市

ベビーウェーブ・アクション会長表彰

「脱少子化ウェーブを巻き起こす行動県民会議」（通称：ベビーウェーブ・アクション）では、少子化克服のモデルとなる取り組みを行っている企業・団体・個人を表彰しています。

平成３０年度に受賞した企業等における取組の一部をご紹介します。

のしろ盛り上げ隊 やらねすか☆４８［能代市］

【出会いイベントの開催】
平成２２年度から県の「すこやかあきた出会い応援隊」に登録しており、ボウリングやクッキングなど、自然に話しが弾む独身男女の出会いイベントを開催し、これまで３組が成婚に至っている。

【出会いと結婚の促進】
白神ねぎや地場食材を使った料理コンテスト、能代の歴史探訪など、若者が集まるイベントの開催等を通じて、地元を知り、より良くしたいという意識の醸成を図りながら、若者の地元への定着や、若者の出会いの輪を広げる取組に繋げている。

（社福）いずみ会［秋田市］

【インターシップによる若者の職業意識の醸成】
高校生や大学生に対し、職場見学会や介護の職場体験等を積極的に受け入れるとともに、福祉に関心のある高校生を対象に、福祉の仕事・資格・職場の現状を学ぶ機会を提供しながら、福祉の仕事に対する理解促進と意識醸成に取り組んでいる。

【新規学卒者の採用】
地元出身の新規学卒者を平成２９年に２名、平成３０年に６名を採用するなど、継続的に若者の雇用確保に取り組んでいる。

（社福）大館圏域ふくし会［大館市］

【インターシップによる若者の職業意識の醸成】
高校生や大学生のインターシップを積極的に受け入れるとともに、福祉に関心のある高校生を対象に、福祉の仕事・資格・職場の現状を学ぶ機会を提供しながら、福祉の仕事に対する理解促進と意識醸成に取り組んでいる。

【新規学卒者の採用】
地元出身の新規学卒者を平成２９年に７名、平成３０年に６名を採用するなど、継続的に若者の雇用確保に取り組んでいる。

（社福）秋田県社会福祉事業団［秋田市］

【インターシップによる若者の職業意識の醸成】
大学生等の職場体験等や実習を積極的に受け入れるとともに、福祉に関心のある高校生を対象に、福祉の仕事・資格・職場の現状を学ぶ機会を提供しながら、福祉の仕事に対する理解促進と意識醸成に取り組んでいる。

【新規学卒者の採用】
地元出身の新規学卒者を平成２９年に７名、平成３０年に１名を採用するなど、継続的に若者の雇用確保に取り組んでいる。

白神森林組合［能代市］

【インターシップによる若者の職業意識の醸成】
地元学生のインターシップを平成２８年度から毎年受け入れ、平成３０年に同校卒業生を正職員として採用した。

【新規学卒者の採用】
新規学卒者以外の地元若年層を中心に、平成２８年度３名、平成２９年度２名、平成３０年度３名を採用している。

【若者のキャリアアップ支援】
資格取得目指す若手職員に対し、取得に要する費用の負担を行い、キャリアアップの支援を積極的に行っている。

（社福）にかほ市社会福祉協議会［にかほ市］

【離職防止対策】
新人職員の離職を抑制するため、先輩職員がそれぞれの新人職員介護技術等の習熟度に合わせた研修を実施し、コミュニケーションの醸成と職場内の連帯感を図っている。

【若者のキャリアアップ支援】
職員の資格取得に要する費用の半額を助成するとともに、資格取得後の登録に要する費用の全額を助成し、キャリアアップを促進している。

【子育て環境の整備】
「短時間正社員」や「育児目的休暇」など、独自に働きやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立を支援している。

北秋田市商工会青年部［北秋田市］

【若者の県内定着促進】
平成２９年度に「少子化事業委員会」を創設し、若手を中心に人口流出や少子化の対策等の検討を行いながら、意識醸成を図るとともに若者の県内定着に取り組んでいる。

【出会いイベントの開催】
平成２３年度に県の「すこやかあきた出会い応援隊」に登録し、出会いイベントを継続して企画・開催したところ、これまで１組が成婚に至っている。
今年度は、首都圏からの婚活ツアー等に取り組んでいる。

（一社）秋田県林業コンサルタント［秋田市］

【インターシップによる若者の職業意識の醸成】
平成２５年度から、毎年複数名の地元高等専門学校生等をインターシップに受け入れている。

【新規学卒者・Aターン者の採用】
平成２４年度から、新規学卒者やAターン登録者を積極的に採用している。

【若者のキャリアアップ支援】
職員が業務に必要な資格を取得する際は、資格取得に要する費用のほか、取得後の更新講習等に要する費用を負担し、職員のキャリアアップを推進している。

（株）自然科学調査事務所［大仙市］

【新規学卒者・Aターン者の採用】
高卒や大卒などの若者やAターン者を平成２７年度から毎年継続的に複数名採用している。

【若者のキャリアアップ支援】
従業員が業務に必要な資格を取得しようとする際は、資格取得に必要な費用を会社が負担するなど、従業員のキャリアアップを促進している。

ベビーウェーブ・アクション会長表彰受賞企業等一覧（平成２３～２９年度）

年度	受賞企業等	所在地
23	株式会社鹿角パークホテル	鹿角市
23	有限会社ポークランド	小坂町
23	ニプロ株式会社大館工場	大館市
23	東光コンピュータ・サービス株式会社	大館市
23	秋木製鋼株式会社	能代市
23	株式会社シーネット白神	八峰町
23	株式会社プレステージ・インターナショナル 秋田ＢＰＯキャンパス	秋田市
23	株式会社北都銀行	秋田市
23	株式会社むつみワールド	秋田市
23	有限会社秋田グリーンサービス	秋田市
23	有限会社サンワーク三浦	秋田市
23	社会医療法人明和会　中通総合病院	秋田市
23	秋田港ランオンズクラブ	秋田市
23	由利組合総合病院	由利本荘市
23	丸大機工株式会社	にかほ市
23	大同衣料株式会社	大仙市
23	秋田おばこ農業協同組合	大仙市
23	有限会社ピー・スケップ	仙北市
23	横手運送株式会社	横手市
23	雄勝広域森林組合	湯沢市
23	秋田指月株式会社	羽後町
23	スゥイートメモリー	秋田市
24	八重樫建設株式会社	鹿角市
24	ニプロファーマ株式会社大館工場	大館市
24	株式会社伊徳	大館市
24	株式会社サクラバ	北秋田市
24	株式会社ジェイエイ大館・北秋田葬祭センター	北秋田市
24	大館北秋田森林組合	北秋田市
24	大森建設株式会社	能代市
24	杏林製薬株式会社能代工場	能代市
24	株式会社寒風	男鹿市
24	秋田信用金庫	秋田市
24	株式会社秋田鈴木電工	秋田市
24	秋田県厚生農業協同組合連合会秋田組合総合病院	秋田市
24	NPO法人トップスポーツコンソーシアム	秋田市
24	株式会社シャトー	秋田市
24	社会福祉法人中央会	由利本荘市
24	仙北東森林組合	仙北市
24	有限会社門脇木材	仙北市
24	株式会社ヤマダフーズ	美郷町
24	奥山ボーリング株式会社	横手市
24	秋田ふるさと農業協同組合	横手市
24	株式会社協同企画（湯沢ロイヤルホテル）	湯沢市
24	社会福祉法人いなかわ福祉会	湯沢市
25	小坂製錬株式会社	小坂町
25	社会福祉法人比内ふくし会	大館市
25	株式会社テラタ	能代市
25	二ツ井町商工会青年部	能代市

年度	受賞企業等	所在地
25	株式会社アマノ	男鹿市
25	特定医療法人敬徳会	潟上市
25	社会福祉法人ふたあら福祉会	潟上市
25	日本興亜損害保険株式会社ＣＲファクトリー	秋田市
25	エイデイケイ富士システム株式会社	秋田市
25	秋田スバル自動車株式会社	秋田市
25	有限会社太平プロジェクト	秋田市
25	秋田中央森林組合	秋田市
25	ホンダヤマシナ株式会社	由利本荘市
25	本荘由利森林組合	由利本荘市
25	医療法人荘和会	由利本荘市
25	社会福祉法人石脇福祉会	由利本荘市
25	株式会社タカヤナギ	大仙市
25	ナガハマコーヒー株式会社	大仙市
25	朝日綜合株式会社	横手市
25	株式会社高瀬電設	湯沢市
25	ゆざわハッピーサポート協議会	湯沢市
26	株式会社布袋屋薬局	大館市
26	株式会社巽工業所	大館市
26	社会福祉法人鷹巣地の塩会	北秋田市
26	五城目森林組合	五城目町
26	山二システムサービス株式会社	秋田市
26	株式会社ジロー洋菓子店	秋田市
26	伊藤工業株式会社	秋田市
26	秋田県信用組合	秋田市
26	社会福祉法人桜丘会	秋田市
26	レコーズ	秋田市
26	社会福祉法人仁賀保保育会	にかほ市
26	株式会社宮原組	大仙市
26	仙北西森林組合	大仙市
26	社会福祉法人あけぼの会	大仙市
26	結婚サポーター　佐藤あや子	大仙市
26	社会福祉法人こまくさ苑	仙北市
26	株式会社中安自動車	仙北市
26	ロード電子工業株式会社	美郷町
26	株式会社菅与	横手市
26	株式会社吉田建設	横手市
26	株式会社最上田組	横手市
26	秋田県厚生農業協同組合連合会平鹿総合病院	横手市
26	社会福祉法人なごみ会	湯沢市
27	社会福祉法人 成寿会	大館市
27	あきた白神農業協同組合	能代市
27	有限会社 山王丸自動車	男鹿市
27	ユナイテッド計画 株式会社	潟上市
27	社会福祉法人 南秋福祉会	八郎潟町
27	秋田協同印刷 株式会社	秋田市
27	北日本コンピューターサービス 株式会社	秋田市
27	社会福祉法人 賛成福祉会	秋田市

年度	受賞企業等	所在地
27	株式会社 シグマソリューションズ	秋田市
27	ＦＯＯＤ＆ＤＲＩＮＫ　パセリ	秋田市
27	株式会社 ミナミ保険	秋田市
27	社会福祉法人 雄和福祉会	秋田市
27	長田建設 株式会社	由利本荘市
27	小林工業 株式会社	由利本荘市
27	大東精機 株式会社	由利本荘市
27	有限会社 東幸自動車	由利本荘市
27	社会福祉法人 矢島恵育会	由利本荘市
27	社会福祉法人 あけとおり会	大仙市
27	株式会社 小貫建設	美郷町
27	社会福祉法人 慈泉会	美郷町
27	社会福祉法人 同心会	横手市
27	横手市森林組合	横手市
27	横手商工会議所	横手市
28	あきた北農業協同組合	大館市
28	石垣鐵工 株式会社	大館市
28	新東北メタル 株式会社	北秋田市
28	株式会社 清水企業	能代市
28	株式会社 秋田ケーブルテレビ	秋田市
28	秋田製錬 株式会社	秋田市
28	秋田電機建設 株式会社	秋田市
28	有限会社 グループホーム・つばき苑	秋田市
28	株式会社 SeeVisions	秋田市
28	太平化成工業 株式会社	秋田市
28	有限会社ティーダブリューエス	秋田市
28	社会福祉法人 ともしび会	秋田市
28	Happy スマイル	秋田市
28	ホームテック 株式会社	秋田市
28	株式会社　堀川	秋田市
28	社会福祉法人 雄仁会	秋田市
28	社会福祉法人 ゆたか会	秋田市
28	秋田しんせい農業協同組合	由利本荘市
28	廣瀬産業 株式会社	由利本荘市
28	東電化工業 株式会社	大仙市
28	玉川電気工業 株式会社	大仙市
28	有限会社 ふぁいん	大仙市
28	社会福祉法人 旭保育園	横手市
28	アスカフーズ 株式会社	横手市
28	三又建設 株式会社	横手市
28	社会福祉法人 広済会	湯沢市
29	一般財団法人秋田県総合公社	秋田市
29	医療法人杏仁会	秋田市
29	鹿角森林組合	鹿角市
29	株式会社ＢａｓｅＬｉｎｅ	横手市
29	まちづくり愛	羽後町
29	万六建設株式会社	仙北市

妊娠・出産・子育て時に活用できる法定制度

妊 娠

妊娠がわかったら、出産予定日や休業などの予定を早めに会社に申し出ましょう

妊婦健康診査

●健康診査を受けるための時間が必要な場合は、会社へ申請しましょう。
- ●妊娠２３週まで……４週間に１回
- ●妊娠２４～３５週……２週間に１回
- ●妊娠３６週～出産……１週間に１回

●健康診査の結果、主治医等の指導を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」等を書いてもらいましょう。（男女雇用機会均等法）

母性保護など

●時間外労働・休日労働・深夜業の制限や変形労働時間制の適用制限を請求できます。
●軽易な業務への転換を請求できます。
●重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務等に就かせることはできません。（労働基準法）

出 産

産前休業

●出産予定日の６週間前（双子以上の場合は14週前）から、請求すれば取得できます。
※出産予定日を超過した場合も出産当日までが産前休業になります。（労働基準法）

産後休業

●出産の翌日から８週間前は就業することができません。ただし、産後６週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。（労働基準法）

※産前・産後休業の期間及びその後３０日間の解雇は禁止されています。（労働基準法）

産後休業後に復職する場合

育児時間

●子どもが１歳まで育児時間（１日３０分×２回）を請求できます。（労働基準法）

母性保護など

●妊娠中と同様、医師の指導事項を守るための措置や時間外労働・休日労働・深夜業の制限などの措置を利用できます。（男女雇用機会均等法・労働基準法）

育児休業を取得する場合

１ 歳

育児休業

●子どもが１歳までの間で、希望する期間休業することができます。休業を開始する日の１カ月前までの申出が必要です。
※期間の定めのないパートタイム労働者や一定の範囲の期間雇用者も対象となります。
●父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが１歳２カ月までの間のそれぞれ１年間休業することができます。（育児・介護休業法）

３ 歳

短時間勤務・所定外労働の免除

●子どもが３歳までの間、希望すれば短時間勤務制度（１日６時間）の利用や所定外労働の免除が請求できます。（育児・介護休業法）

６ 歳

子の看護休暇

●小学校入学前までの子どもの病気やケガの看護のために休暇を取得することができます。予防接種や健康診断を受ける場合も対象となります。（育児・介護休業法）

時間外労働・深夜業の制限

●子どもが小学校入学前まで、１カ月２４時間、１年１５０時間を超える時間外労働の制限及び深夜業（午後１０時～午前５時）の勤務の免除を請求することができます。（育児・介護休業法）

母性健康管理指導事項連絡カード

会社はカードの指導事項を守らなければなりません

- 通勤緩和
- 休憩時間の延長
- 妊娠中・出産後の症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業など

連絡カードの様式は、「母子健康手帳」や「女性にやさしい職場づくりナビ」に掲載されています。

- 女性が利用できる制度
- 男性が利用できる制度
- 男女ともに利用できる制度

出産手当金

産前・産後休業中の賃金が低下した場合は、賃金の3分の2を限度に支給されます。
※詳しくは全国健康保険協会秋田支部又は健康保険組合へ

出産育児一時金

子ども一人の出産につき原則42万円が支給されます。
※詳しくは全国健康保険協会秋田支部又は健康保険組合へ

社会保険料の免除

産前産後休業中の社会保険料が事業主の申し出により免除されます。
※詳しくは、年金事務所又は健康保険組合へ

配偶者出産休暇

- 会社に制度がある場合
  妻の出産に合わせて休むことができます。
  ※会社の就業規則等を確認してみましょう！

育児休業給付金

雇用保険の加入者が育児休業を取得し、賃金が減額、無給になった場合、最大で賃金の67%が給付金として支給されます。
※詳しくは、ハローワークへ

社会保険料の免除

育児休業中（最長で子どもが３歳になるまで）の社会保険料が事業主の申し出により免除されます。
※詳しくは、年金事務所又は健康保険組合へ

- 認可保育園に入所できないなど一定の場合は、子どもが１歳６カ月まで、それでも保育園に入所できないなど一定の場合は２歳まで休業を延長することができます。
  １歳又は１歳６カ月まで育児休業をしていた配偶者と交替で取得することもできます。
  ２週間前までの申出が必要です。

- 男性は妻の出産後８週間以内に育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。

※その他にフレックスタイム制度や時差出勤の制度を実施している場合もありますので確認してみましょう。

＜取得可能な日数＞
子どもの人数　１人・・・・・・・・・・・・・年５日
　　２人以上・・・・・・・・・年１０日
※半日単位での取得が可能です

次世代法・女活法の行動計画に関係する条文（抜粋）

次世代法［正式名：次世代育成支援対策推進法］（平成十五年法律第百二十号）

（一般事業主行動計画の策定等）
第十二条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
　一　計画期間
　二　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
　三　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
４　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
５　前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）
第十二条の二　前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
２　前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
３　前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）
第十三条　厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

女活法［正式名：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律］（平成二十七年法律第六十四号）

（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
　一　計画期間
　二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
　三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

働きやすい職場づくりに取り組んでいることをＰＲしませんか？

子どもの国づくり推進協定

「子育てしながら働き続けられる職場」づくりの第一歩として、『子どもの国づくり推進協定』を締結しませんか。既に取り組んでいることやこれから取り組もうということを宣言してください。

対　象

県内の事業所（支店・支所を含む）

対象となる取組

- 仕事と育児・家庭との両立支援
- 若者定着
- 出会い・結婚支援
- 出産・子育て支援　　など

少子化対策に関する取組が対象となります。

申込方法

申出書を FAX またはメールでお送りください。
申出書や他企業等の取組は←こちら

締結後は協定書をお送りします。
見えやすいところに掲示しPR しましょう！

男女イキイキ職場宣言

女性も男性もイキイキと働くことができる職場づくりを進めるため、「男女イキイキ職場宣言事業所」として県と協定を結び、「女性の能力の活用」や「仕事と生活の調和」等に積極的に取り組む事業所を募集しています。

対象となる取組

- 女性の能力の活用
- 仕事と生活の調和を進める職場づくり
- 女性の活躍推進のための行動計画づくり
- 次世代育成支援のための行動計画づくり

（上の項目から１つ以上選択）

申込方法

ウェブサイトの専用フォームから申込できます。
申込フォームはこちら→

ステッカー

ＰＲ用楯

締結後は協定書のほか、ポスターやステッカーを差し上げます。
行動計画も策定済みの場合は PR 用楯を進呈！

問い合わせ先一覧

相談窓口	取扱相談の内容	電話番号	相談窓口の住所
秋田労働局 雇用環境・均等室	行動計画の届出	018-862-6684	秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	女性登用・職域拡大 支援事業費補助金	018-860-1555	秋田市山王四丁目１－１
あきた女性活躍・ 両立支援センター	企業における女性の 活躍推進や両立支援	0120-868-860	秋田市旭北錦町１－４７秋田県商工会館４階（秋田県商工会連合会内）
全国健康保険協会 秋田支部	出産手当金 出産育児一時金	018-883-1800	秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階
年金事務所	社会保険料の免除	最寄りの年金事務所（秋田・大曲・鷹巣・本荘）へお問い合わせください。	
公共職業安定所 （ハローワーク）	育児休業給付金	各市町村管轄の公共職業安定所へお問い合わせください。	

ウェブサイトはこちら！

あきた女性の活躍応援ネット

地域や職場で活躍する女性や、家事・育児等に参画する男性、女性の活躍推進に取り組む企業などを紹介しています！

あきた女性の活躍 応援ネット

あきたの結婚・子育て応援情報 Web サイト

いっしょにねっと。

出会い・結婚から子育て、仕事と育児・家庭の両立支援などに関して、広く県民のみなさまに情報を提供します！

あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト いっしょにねっと。

【お問い合わせ先】

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570　秋田市山王四丁目１－１
TEL 018-860-1555・FAX 018-860-3895
E メール persons@pref.akita.lg.jp

平成３１年３月発行
この印刷物は 10,000 部作成し、印刷経費は１部あたり 35 円です。